

対象者は
忘れずに申請を

介護保険負担限度額認定証の更新

介護保険負担限度額認定証は施設サービス利用時の食費・居住費（滞在費）の負担限度額が記載されているクリーム色のカードです。平成30年度の介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和元年(平成31年)7月31日までとなっています。8月以降も引き続き認定証が必要な人は、8月中に忘れずに更新申請を行ってください。

更新申請の際は、預貯金等の証明書類の添付が省略できます（ただし、預貯金額を記載の上、3年に1度は添付が必要）。なお、新規申請や前年度

該当しなかった人については、引き続き証明書類の添付が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▼申請に必要なもの 利用者の印鑑・通帳、有価証券等の写し（利用者に配偶者がいる場合は配偶者の分も必要）

■問い合わせ・申請先 介護福祉課（市役所1階、☎40-7071）、岩木総合支所民生課（☎82-1628）、相馬総合支所民生課（☎84-2113）



該当する人は
申告を

介護保険料が変更になる場合があります

今年度分の介護保険料を決定し、7月12日付で通知しています。対象者のうち、市民税県民税の申告をしていない人は、申告をすることにより所得段階が下がり、保険料が安くなる場合があります。

また、来年の3月末までに65歳になる人は、今後新たに介護保険料が賦課されますので、該当する人は申告をしてください。

▼申告対象者 介護保険料の所得段階が第3または第5段階の人のうち、次の①、②のいずれかに該当する人

①非課税収入（遺族年金・障害年金・失業保険など）だけの人／②収入が無かった人

※配偶者控除や扶養控除の適用を受けている人も

申告してください。さらに、前年度分についても未申告の場合、さかのぼって申告することにより介護保険料の所得段階が下がる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※申告により保険料が変更になった人には、保険料の変更通知書を順次送付します。

▼申告に必要なもの 印鑑（スタンプ印不可）と次の①～③のいずれか

①マイナンバーカード、②通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証、障害者手帳など）、③個人番号入りの住民票と本人確認書類

▼申告受付場所 市民税課（市役所2階）

■問い合わせ先 介護福祉課介護保険料係（☎40-7049）

費用の一部を
補助します

地元農林水産物の加工を支援します

6次産業化事業の振興を図るため、市内で生産された農林水産物を使った商品開発等を行う事業者に対して、その経費の一部を補助します。

※6次産業化…農業(1次産業)、加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)の全てに取り組む経営形態。

▼対象者 市内に主たる事務所または住所を有する農林漁業者および中小企業者

※農家以外の人も応募できます。

▼対象経費 市内の農林漁業者が生産した農林水産物を主たる原材料とした新たな商品開発にかかる経費など

▼補助率 補助対象経費の2分の1（上限50万円）以内の額

▼申込期限 8月30日（金）

■問い合わせ・申込先 農政課農産係（市役所3階、☎40-0504）

対象者は
申請・提出を

児童扶養手当等の申請や現況届など

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより児童を養育する父母または養育者に対し、児童が18歳になった後の最初の3月31日（心身に障がいがある場合は20歳未満）まで手当を支給します。

▼支給要件 ①父母の離婚／②父または母が死亡／③父または母が重度の障がい者で就労不可能／④未婚など

▼支給月額 前年の所得により支給月額が異なります。支給要件や月額など詳しくはお問い合わせください。

【特別児童扶養手当】

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給します。

▼支給要件 ①身体障害者手帳の1級～3級程度（下肢の障がいは4級まで）／②愛護手帳A（Bの一部を含む）／③その他の障がいで、常に介護が必要 ※いずれの場合も福祉施設に入所していないこと。

▼支給月額 児童1人につき5万2,200円か3万4,770円（障がいの程度によります）



対象者は
忘れずに申請を

未婚の児童扶養手当受給者に臨時・特別の給付金を支給します

未婚の児童扶養手当受給者に臨時・特別の給付金を支給します。

▼支給対象者 次の要件を全て満たす人

①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける人、②令和元年10月31日までに婚姻をしたことが無い人、③令和元年10月31日までに事実婚をしていない人または事実婚の相手方の生死が明らかでない人

▼支給額 1万7,500円（対象児童数にかかわらず1回限り）

▼申請に必要なもの 申請書、認印、申請者の戸籍謄本（取得後1カ月以内）、本人確認書類（運転免許証・住民基本台帳カード・マイナンバーカー

【ひとり親家庭等医療費給付事業】

保険診療の医療費自己負担分を、児童が18歳になった後の最初の3月31日分まで給付します。

▼対象 ①児童扶養手当の支給要件を満たすひとり親家庭等の父または母および児童／②父母のいない児童

※父や母については一部自己負担があります。

※上記3つの制度のいずれにも所得制限がありません。

【現況届などの提出を忘れずに】

児童扶養手当の受給資格がある人は現況届、特別児童扶養手当の受給資格がある人は所得状況届の提出が必要です。

該当者には7月末に通知を送付しましたが、期限までに提出がない場合は、手当が受給できなくなる場合もありますので、注意してください。

▼提出期間・提出先 8月1日～30日の平日に、こども家庭課家庭給付係（市役所1階）、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課へ

※24日・25日の土・日曜日は、こども家庭課で受け付けます。

■問い合わせ・申請先 こども家庭課家庭給付係（☎40-7039）

ドのいずれかの写し）、振込先口座確認書類（通帳かキャッシュカードの写し）

※給付金の振込先口座を児童扶養手当と同じ口座にする場合は、本人確認書類と振込先口座確認書類を省略できます。

※既に児童扶養手当を受給している人には、7月末に申請書を郵送します。

▼申請期間・申請先 8月1日～11月29日の平日に、こども家庭課家庭給付係（市役所1階）、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課へ

▼支給予定日 令和2年1月10日（金）

■問い合わせ先 こども家庭課家庭給付係（☎40-7039）